

2022年12月27日
沖縄電力株式会社

託送供給等約款の認可申請について

当社は、本日、改正電気事業法第18条第1項^{※1}に基づき、託送供給等約款^{※2}の認可申請を経済産業大臣に行いました。

今回の認可申請では、2023年度から導入される「新たな託送料金制度」に向け、12月23日に第1規制期間（2023年度から2027年度）における託送料金の「収入の見通し」が承認されたことを踏まえ、託送料金単価の見直しを行いました。

また、上記のほか、託送料金メニュー等についても、見直しを行いました。

今回、認可申請を行いました託送供給等約款は、今後、経済産業省による審査を経て、認可されたのち、2023年4月1日の実施を予定しています。

<主な見直し内容>

(1) 託送料金単価等の見直し

承認を受けた「収入の見通し」を踏まえ、託送料金単価等の見直しを行いました。見直し前後の電圧別平均単価は以下のとおりです。

円/kWh（税抜き）

	現行収入単価 ^(注)	見直し後	差
特別高圧	3.66	4.21	+0.56
高圧	5.76	6.73	+0.97
低圧	10.49	11.88	+1.39

(注) 離島ユニバーサルサービス調整単価を含む。

(2) 託送料金メニューの見直し

再生可能エネルギーの有効活用の観点から、電化推進や需要応動を後押しする託送料金面の対応として、既存のピークシフト割引および自家発補給電力の特別措置の適用範囲を拡大すべく、当該内容を供給条件に反映しました。

(3) N-1電制^{※3}における費用負担の取扱い

第37回総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2021年11月30日開催）において、N-1電制におけるオペレーション費用や電制実施に必要な制御装置設置等の初期費用を一般送配電事業者が負担することと整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

(4) インバランス料金^{※4}の未収リスクに関する保証金の取扱い

第 77 回制度設計専門会合（2022 年 9 月 26 日開催）において、インバランス料金の大規模な未払い等を防止し、社会的負担の抑制を図る観点から、インバランス料金の未収リスクに備え、保証金を求めることができる旨を、託送供給等約款に明記することと整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

(5) 損失率^{※5}の見直し

第 40 回制度設計専門会合（2019 年 7 月 31 日開催）において、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、託送供給等約款に定める損失率は年度によって変動することが考えられるため、毎年至近 3 年の実績損失率の平均値に見直すことが望ましいと整理されたことに伴い、2019 年度から 2021 年度の実績損失率の平均値に変更しました。

	現 行	見直し後
特別高圧	0. 7 %	0. 6 %
高 圧	2. 5 %	2. 5 %
低 圧	6. 1 %	6. 0 %

※ 1：改正電気事業法第 18 条第 1 項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※ 2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金その他の供給条件を定めたもの。

※ 3：緊急時用に確保されている送電線を、事故時に瞬時に発電遮断することを前提に平常時も活用する仕組み。緊急時用の容量を活用することで、より多くの電源の接続が可能になる。

※ 4：発電・小売電気事業者等が電力広域的運営推進機関へ提出した日々の発電・需要計画等に対する発電・需要実績等の差分をインバランスといいます。需給の一致を図る観点から、インバランスについては、一般送配電事業者が補給等を行っており、当該補給等に係る精算金をインバランス料金といいます。

※ 5：発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量（損失量）を算定するための比率。なお、小売電気事業者等は、需要場所で消費される電力量とこれに係る損失量の合計に相当する量の電気の調達を行う。

添付資料：料金単価表

（参照 URL）託送供給等約款認可申請書（令和 4 年 12 月 27 日）

<https://www.okiden.co.jp/business-support/service/consignment/download/index.html>

料金単価表（税込）

1. 接続送電サービス料金

契約種別			単位	料金単価（円）		
				現 行（※1）	改定後	
低圧	電灯定額 接続送電サービス	電灯 料金	10Wまで	1 灯	43.38	50.14
			10Wをこえ20Wまで	1 灯	86.74	100.28
			20Wをこえ40Wまで	1 灯	173.51	200.55
			40Wをこえ60Wまで	1 灯	260.25	300.82
			60Wをこえ100Wまで	1 灯	433.76	501.37
			100Wをこえる100Wまでごとに	1 灯	433.76	501.37
		小型 機器 料金	50VAまで	1 機器	129.56	149.56
			50VAをこえ100VAまで	1 機器	259.12	299.12
			100VAをこえる100VAまでごとに	1 機器	259.12	299.12
	電灯標準 接続送電サービス	基本料金		1契約	236.50	303.60
		電力量料金		1kWh	10.51	11.91
	電灯時間帯別 接続送電サービス	基本料金		1契約	236.50	303.60
		電力量料金	昼間時間	1kWh	11.62	12.94
			夜間時間	1kWh	9.05	10.81
	電灯従量接続送電サービス（※2）			1kWh	14.38	16.90
	動力標準 接続送電サービス	基本 料金	実量契約	1kW	720.50	795.30
			主開閉器契約	1kW	594.00	652.30
		電力量料金		1kWh	7.90	8.16
	動力時間帯別 接続送電サービス	基本 料金	実量契約	1kW	720.50	795.30
			主開閉器契約	1kW	594.00	652.30
電力量料金		昼間時間	1kWh	8.71	8.84	
		夜間時間	1kWh	6.83	7.41	
動力従量接続送電サービス（※2）			1kWh	19.72	21.21	
高圧	高圧標準 接続送電サービス	基本料金		1kW	489.50	710.60
		電力量料金		1kWh	4.64	4.99
	高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金		1kW	489.50	710.60
		電力量料金	昼間時間	1kWh	5.08	5.40
			夜間時間	1kWh	4.08	4.55
	高圧従量接続送電サービス（※2）			1kWh	12.66	16.64
ピークシフト割引（※3）			1kW	418.00	603.90	
特別 高圧	特別高圧標準 接続送電サービス	基本料金		1kW	335.50	469.70
		電力量料金		1kWh	3.26	3.61
	特別高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金		1kW	335.50	469.70
		電力量料金	昼間時間	1kWh	3.54	3.89
			夜間時間	1kWh	2.90	3.30
	特別高圧従量接続送電サービス（※2）			1kWh	8.76	11.31
ピークシフト割引（※3）			1kW	286.00	399.30	

（※1） 現行単価には、2022年3月～5月の平均燃料価格に基づく離島ユニバーサルサービス調整単価を含んでいるため、約款に記載されている料金単価とは異なります。

（※2） 自己等への電気の供給（自己託送）を希望されるときに適用します。

（※3） ピークシフト割引は、高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間や再エネ出力抑制が見込まれる日時等への負荷移行を行なった結果、1年間を通じての最大需要電力等が夜間時間や再エネ出力抑制が見込まれる日時等に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、当社との協議が整ったときに適用します。

2. 臨時接続送電サービス料金

契約種別		単位	料金単価（円）		
			現 行（※）	改定後	
低圧	電灯臨時定額 接続送電サービス	50VAまで	1日	3.83	4.42
		50VAをこえ100VAまで	1日	7.63	8.84
		100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに	1日	7.63	8.84
		500VAをこえ1kVAまで	1日	76.32	88.47
		1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに	1日	76.32	88.47
	電灯臨時 接続送電サービス	基本料金	1契約	電灯標準接続送電 サービスの料金率を 10%割増したものの	電灯標準接続送電 サービスの料金率を 10%割増したものの
		電力量料金	1kWh		
	動力臨時定額接続送電サービス		1kW1日	104.67	114.06
	動力臨時 接続送電サービス	基本料金	1kW	動力標準接続送電 サービスの料金率を 20%割増したものの	動力標準接続送電 サービスの料金率を 20%割増したものの
		電力量料金	1kWh		
高圧	高圧臨時 接続送電サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続送電 サービスの料金率を 20%割増したものの	高圧標準接続送電 サービスの料金率を 20%割増したものの
		電力量料金	1kWh		
特別 高圧	特別高圧臨時 接続送電サービス	基本料金	1kW	特別高圧標準接続送 電サービスの料金率 を20%割増したものの	特別高圧標準接続送 電サービスの料金率 を20%割増したものの
		電力量料金	1kWh		

・臨時接続送電サービスは、契約使用期間が1年未満の場合に適用します。

（※）現行単価には、2022年3月～5月の平均燃料価格に基づく離島ユニバーサルサービス調整単価を含んでいるため、約款に記載されている料金単価とは異なります。

3. 予備送電サービス料金

契約種別		単位	料金単価（円）	
			現 行	改定後
高圧	予備送電サービスA	1kW	52.80	124.30
	予備送電サービスB	1kW	80.30	151.80
特別高圧	予備送電サービスA	1kW	56.10	82.50
	予備送電サービスB	1kW	81.40	106.70

・予備送電サービスは、契約者が供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される場合に適用します。

○予備送電サービスA：常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

○予備送電サービスB：常時利用変電所以外の変電所を利用する場合、または、常時利用変電所から常時利用と異なった電圧で利用する場合

4. 近接性評価割引

	単位	割引単価 (円)	
		現 行	改定後
受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合	1kWh	0.44	0.44
受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ60,000V以下の場合	1kWh	0.35	0.35
受電電圧が標準電圧60,000Vをこえる場合	1kWh	0.18	0.18

- ・近接性評価地域に立地する発電所における発電設備を維持し、および運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいいます。

5. 離島インバランス料金

	単位	料金単価 (円)	
		現 行	改定後
補 給 時	1kWh	23.32	38.71
余 剰 時	1kWh	15.04	19.84

- ・離島インバランス料金単価は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島において適用します。

6. 離島基準燃料価格

	現 行	改定後
離島基準燃料価格	42,600	79,300

7. 離島基準単価

		単位	基準単価 (円)		
			現 行	改定後	
電灯定額 接続送電サービス	電灯	10Wまで	1 灯	0.090	0.102
		10Wをこえ20Wまで	1 灯	0.179	0.206
		20Wをこえ40Wまで	1 灯	0.359	0.410
		40Wをこえ60Wまで	1 灯	0.538	0.616
		60Wをこえ100Wまで	1 灯	0.898	1.026
		100Wをこえる100Wまでごとに	1 灯	0.898	1.026
	小型 機器	50VAまで	1 機器	0.268	0.306
		50VAをこえ100VAまで	1 機器	0.536	0.613
100VAをこえる100VAまでごとに		1 機器	0.536	0.613	
電灯臨時定額 接続送電サービス	総容量が50VAまでの場合			0.008	0.008
	総容量が50VAをこえ100VAまでの場合			0.014	0.017
	総容量が100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに			0.014	0.017
	総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合			0.144	0.165
	総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに			0.144	0.165
動力臨時定額 接続送電サービス	1kW1日につき			0.152	0.173
従量制供給の場合	1kWhにつき			0.023	0.026